

青梅市公民連携基本指針

1 趣旨

この指針は、青梅市（以下「市」という。）における公民連携について、その目的や原則、プロセス等基本的な考え方をまとめたものである。

行政の資源、ノウハウ等が限られる中で、公共サービスに対する市民ニーズは多様化しており、これらに的確かつ持続的に応えていくためには、厳しい競争の中でノウハウを積み重ねた民間事業者等と協力することが重要であると考えられる。

各所管課においては、本指針を参考に、公民連携の推進を図るものとする。

2 目的

本指針は、市がこれまで導入してきた指定管理者制度やネーミングライツ制度に加え、民間事業者等と更なる協力体制を構築し、課題解決に向けた可能性を柔軟に検討することで、市民、公、民がともにメリットを享受するとともに先進的なまちづくりを進めていくことを目的とする。

3 公民連携の定義

公民連携における「公」は青梅市を、「民」は民間事業者等（営利企業、財団法人等の法人格を有する民間団体）を指すものとする。

4 公民連携の範囲

市の実施する事務事業を原則とする。ただし、現在実施していない事務事業であっても本市が実施すべきであると考えられる事務事業であって、行政の活動範囲として適切であると判断できるものを含むものとする。

5 公民連携の原則

(1) 課題・目標共有の原則

公民連携の推進に当たり、市と民間事業者等とが市民サービスの向上、地域経済の活性化等の課題および目標を共有し、お互いのメリットを見出し、互恵的な関係を構築すること。

(2) 対等、対話の原則

お互いに対等の立場で対話を重ね、信頼関係を構築することにより、公民連携の目的を実現すること。

(3) 公平性・透明性確保の原則

民間事業者等から広く連携の提案を受け付けるとともに、公民連携の各段階において、公平性、透明性を確保する。

(4) アイデア保護の原則

連携を行うに当たり、透明性の確保を原則とするが、民間事業者等の独自のアイデア等については、保護すべき情報を協議の上、適切に保護する。

(5) 役割分担および責任の明確化の原則

連携を行うに当たり、様々なリスクを想定した上で、その範囲および責任について合意し、明確化することにより、事業の安定性を確保する。

6 連携のプロセス

本指針にもとづく連携の手順については次のとおりとする。

(1) 提案

民間事業者等からの発想提案、または行政からの提案募集の2種類とする。

ア 発想提案

協働に関する提案、実証実験の提案、公有地の利活用提案等、幅広い民間事業者等からの提案を常時受け付ける。

イ 提案募集

行政が抱える特定の課題について、提案募集要項を作成し、民間事業者等から課題解決提案を公募する。

(2) 相談・対話

民間事業者等と提案方法、提案内容等に関する相談を受けるとともに、対等な立場で対話を実施し、提案内容の熟度を高める。また、行政からの提案募集に関するヒアリング等を実施する。

(3) 事業スキームの構築

提案内容により、主に以下のスキームを構築する。

ア 協定方式

他者との競合性がなく、提案に行動の独創性があると認められる場合に、市と提案者との間で協定、合意書等を結び、事業実施者とする。

イ プロポーザル方式

提案の独自性、創造性等が大きな要素を占め、提案内容の質によって費用対効果の最大化を図る必要がある場合、公募により事業企

画書の提出を受け、審査および評価を実施し、契約の相手方を特定する。

ウ 課題提起型公募方式

提案により把握された行政課題について、提案者の解決方法とは異なる方法により当該課題の解決が見込まれる場合、提案者の同意のもと、課題解決策を新たに募集し、評価する。

(4) 事業スキームの決定

企画政策課は所管部署と調整のうえ、(1)から(3)のプロセスをまとめ、経営会議等の意思決定方法により、市長が事業スキームを決定する。

(5) 公募等の実施

公募等が必要な案件については、所管部署と調整のうえ、企画政策課が実施する。

(6) 事業実施

事業の実施に当たっては、事業内容と関連する事務の所管部署が協力する。

(7) 評価および検証

実施事業について、定量的効果および定性的効果について評価、検証を行い、今後の公民連携事業の改善に活用する。

7 連携窓口の設置

民間事業者等からの相談や提案に対応するため、企画政策課に公民連携窓口を設置する。

8 ぷらっとフォームの活用による公民連携の推進

市民、行政、民間事業者等が異なる視点または価値観をもって対話し、公民連携に関するアイデアを創発する場として、ぷらっとカフェ等ぷらっとフォームにおける協議の場を活用するものとする。

9 庶務

この指針にもとづく公民連携に関する事業にかかる庶務は、企画政策課において処理する。

10 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は青梅市長が別に定める。

11 実施期日

この指針は令和元年11月5日から実施する。